

平成 28 年度いじめの対応状況について

1 いじめの発生状況

校種	年度	いじめの現状		
		認知件数 (件)	解消件数 (件)	指導を継続中 (件)
小学校	H 2 8	5 2	3 8	1 4
	H 2 7	1 1 2	1 0 8	4
中学校	H 2 8	3 8	3 5	3
	H 2 7	6 7	6 6	1

2 いじめの態様

校種	いじめの態様						計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③暴力	④隠す 盗る・恐喝	⑤誹謗 中傷	⑥その他	
小学校	4 9	8	1 6	1	1	2	7 7
中学校	2 5	7	9	6	7	6	6 0

※いじめ 1 件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

3 調査結果の分析

- いじめの認知件数が小・中学校で共に大きく減少している。これは、各校の学校いじめ対策委員会が定着したこと等により、いじめの未然防止に向けて、組織的に取り組んだ成果である。また、定期的なアンケートの実施により、児童・生徒のいじめ防止に対する意識が高まっていること、いじめ防止研修会等で教員の生活指導力の向上が図られていること等も、いじめの認知件数の減少につながっていると考えられる。
- 小学校 14 件、中学校 3 件が継続案件である。認知したいじめに対して、安易に「解決した」と判断せず、継続的に再発防止に取り組んでいることも一因と考えられる。「いじめが解決した」という判断については、学校いじめ対策委員会での検討を通して、組織的な共通理解の下で行われるべきものであり、今後も慎重な判断が求められる。
- いじめの態様の多くは悪口であった。学校と家庭が連携して未然防止及び早期発見・早期対応するとともに、その解決に向けて、教員間の確実な引き継ぎの下、年度を経て対応していく必要がある。

4 いじめ防止に向けた取組

- ①いじめ防止研修会を 7 月及び 1 2 月の 2 回実施する。また、1 2 月は、保護者等に公開し、シンポジウム形式で行う。
- ②人権教育推進委員会において、「自他の生命を大切にする心を育む指導」等の授業モデルを検討・作成し、活用する。
- ③小・中連携教育において、互いに認め合う態度を育む取組や子ども同士が話し合う中で、合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。
- ④「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」を児童会や生徒会などが中心となって見直し実践する。また、家庭と連携し「家庭ルール」づくりに取り組む。
- ⑤定期的にアンケート調査を実施し、その結果をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた校内委員会で情報共有し、組織的に検討した上で対応する。
- ⑥スクールカウンセラーによる小学校 5 年生、中学校 1 年生の全員面接を行い、児童・生徒の状況把握をする。